



2021 年 4 月 30 日

各 位

会社名 アイカ工業株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 小野 勇治
(コード番号:4206 東証・名証各第1部)
問合せ先 執行役員 人事部長 天野 利通
(TEL 052-533-3134)

株式給付信託制度(J-ESOP)の導入(詳細条件決定)および
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2021 年 1 月 29 日開催の取締役会において、「株式給付信託制度(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議しておりましたが、本日開催の取締役会において、本制度導入の日程、本信託契約に基づいて当初信託する金額等の詳細条件につき決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

当社は、従業員のインセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) について、従業員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から検討してまいりましたが、今般、当社および当社グループ会社の従業員(以下「従業員」といいます。)に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である本制度を導入することといたしました。

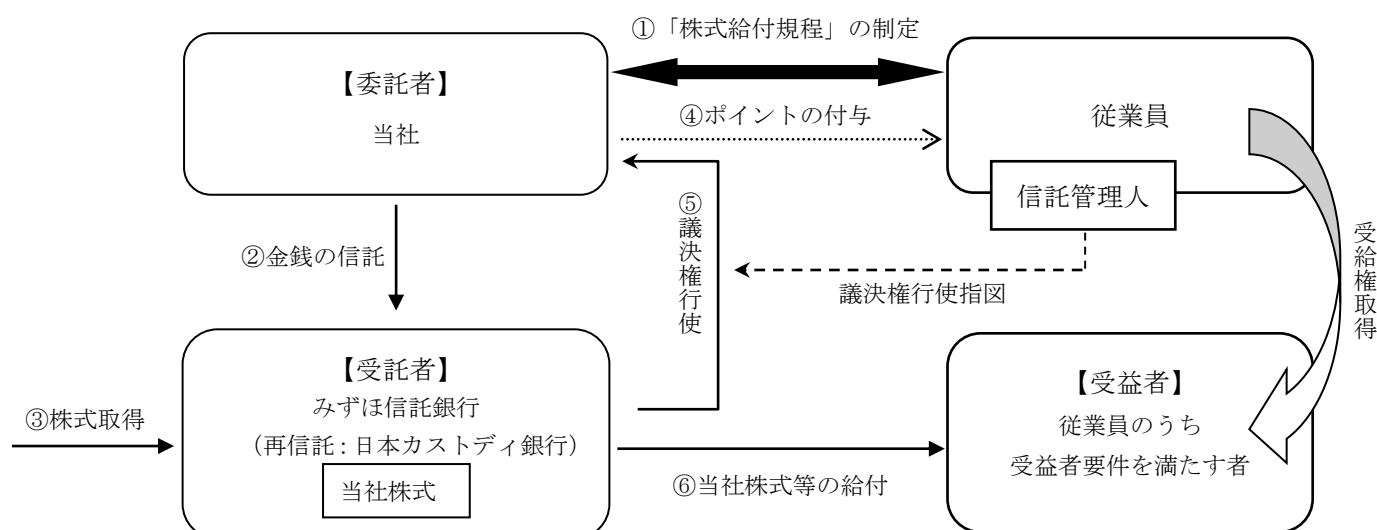
2. 本制度の概要

本制度は、予め当社および当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

当社および当社グループ会社は、従業員に対し個人の職位等および当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社およびグループ会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社およびグループ会社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託の概要

- ① 名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④ 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
- ⑧ 本信託契約の締結日 : 2021年5月17日（予定）
- ⑨ 金銭を信託する日 : 2021年5月17日（予定）
- ⑩ 信託の期間 : 2021年5月17日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

<本自己株式処分について>

4. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2021 年 5 月 17 日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 47,600 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 3,845 円
(4) 処 分 総 額	183,022,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

5. 処分の目的および理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2022 年 3 月末日で終了する事業年度から 2024 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分）であり、2021 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 67,590,664 株に対し 0.07%（2021 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 652,932 個に対する割合 0.07%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となります。

6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,845 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 3,845 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 4,007 円（円未満切捨）に対して 95.96%を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 3,927 円（円未満切捨）に対して 97.91%を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 3,792 円（円未満切捨）に対して 101.40%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上

本件照会先： 総務部長 森島 （TEL:052-533-3132）